

[事務連絡]A型事業所廃止等に係る対応の留意事項等について(令和6年10月28日)

<通知の趣旨>

今般のA型事業所の廃止等に関して、利用者に対する支援等について対応整理

**1. 事業者責務の更なる徹底**

**事業者責務の再確認  
& 都道府県知事の措置**

**(概要)事業者責務の周知・徹底に関する依頼**

障害者総合支援法第43条第4項

「指定障害福祉サービス事業者は、第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定障害福祉サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない」



**改めて周知・徹底を図る**

[利用者の利用調整が未整備の場合]

都道府県知事 勧告 → 命令・公示 → 指定の取り消し

**2. 利用者の受入先調整に係る指定権者と支給決定権者による連携した支援**

**行政による利用者支援**

**(概要)事業廃止までに利用者の受入先が決まらない場合、指定権者※は勧告や命令等の措置を講じつつ、関係機関や関係団体と協力して利用者の受入先の調整に努める。**

※ 都道府県、指定都市、中核市

障害者総合支援法第47条の2

「都道府県知事又は市町村長は、第四十三条第四項又は第四十四条第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者その他の関係者に対する助言その他の援助を行うことができる」

**(概要)支給決定権者※は利用者に連絡を取るとともに、利用者が希望に応じたサービスが受けられるよう調整を行う等、指定権者と支給決定権者で連携した支援を行う。**

※ サービス利用者の居住地の市町村

### 3. 都道府県労働局及び公共職業安定所との連携

#### 労働行政との関係

(概要) 指定権者は、A型事業所から廃止届を受理し次第、A型事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所に対して提供する等、公共職業安定所による支援に協力をする。

また、A型事業所から廃止届が提出された際は、当該事業所に対し、障害者である労働者を解雇する場合は公共職業安定所長に届け出る必要がある旨を周知する。

障害者雇用促進法

第 81 条第1項

「事業主は、障害者である労働者を解雇する場合(労働者の責めに帰すべき理由により解雇する場合その他厚生労働省令で定める場合を除く。)には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公共職業安定所長に届け出なければならない。」

第 81 条第3項

「公共職業安定所は、当該届出に係る障害者である労働者について、速やかに求人の開拓、職業紹介等の措置を講ずるように努めるものとする。」

### 4. A型事業所の経営に係る引き続きの支援

#### A型事業者への支援

(概要) 指定権者は、A型事業所の経営改善及び安定的経営に繋がるよう、積極的なアウトリーチ支援に取り組む。

<示されている支援内容>

(1) 事業所から提出された経営改善計画書等に基づく指導の徹底

➡A型事業所から提出される経営改善計画書の内容やその後の経営状況等の確認を徹底すること

(2) 支援制度の積極的な活用

- ① 工賃向上計画支援等事業の活用
- ② 障害者優先調達推進法の更なる推進
- ③ よろず支援拠点の活用